

保有個人情報開示請求に係る開示文書の誤交付による個人情報の流出について

保有個人情報開示請求に係る部分開示決定がなされた文書について、本来、非開示とすべき個人情報について非開示とする処理をしないまま請求者に交付する事案が発生したので、次のとおりお知らせします。

本件につきましては、生徒や保護者、関係者及び市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 発生日時

令和6年3月27日（水） 午後4時30分頃

2 事案の内容及び経過

教育委員会及び学校が保有している自身の子の情報について保有個人情報開示請求をした者に対し、本来非開示とすべき他の生徒の「1学期教科別観点別評価(保健体育)」の一部(29名分)が記載された文書及び「生徒指導情報交換シート」(1名分)に係る個人情報について非開示とする処理をしない状態で、当該文書を市役所本庁舎1階行政資料コーナーにおいて交付したものです。

当該文書を請求者に交付する際、当該文書に他の生徒の個人情報が含まれていることを確認したため、一部の文書については謝罪の上、差替をして交付しましたが、その後開示した文書の控えを再度確認したところ、他の文書にも非開示とすべき他の生徒の個人情報が含まれていたことが判明しました。

3 対応

交付日当日に職員が請求者宅を訪問し、謝罪をするとともに交付した文書の返却についてお願いをしています。

個人情報が開示された他の生徒の保護者には、職員が個別に連絡のうえ、事情を説明するとともに謝罪を行いました。

4 今後の対策（再発防止策等）

当該保有個人情報の開示決定における決裁では、開示・非開示の判断は適正に行われていましたが、決裁後に開示文書を作成する段階で、決裁どおりの処理がなされず、更に完成した開示文書の確認が不十分であったことが原因です。今後は、開示文書を作成した職員が内容を確認した後、複数の職員により再度確認をすることを徹底し、再発防止に努めます。

問合せ先

学校教育課

直通電話 042-769-8284

対応責任者 三谷